

# 看板占用料の改定のお知らせ

## 令和6年4月1日から都道に 看板 を出す場合の

### 占用料を改定します。

都道の占用料は、「東京都道路占用料等徴収条例」に定められています。

このたび、令和6年第1回東京都議会定例会において条例が改正されましたので、この条例に基づき、令和6年4月1日から改定後の新単価で占用料を徴収します。

東京都では、道路から特別の利益を受けている人とそうでない人との負担の公平を図る観点から、占用料の見直しを定期的に行っています。

占用料の改定に御理解くださいますようお願いいたします。

### 突出（袖）看板・壁面看板の占用料の改定内容

表示面積1㎡当たりの1年間の占用料単価

所在地	特別区		市	町 村
	千代田区・中央区・ 港区・新宿区・ 文京区・台東区・ 渋谷区・豊島区	左記以外の区		
改定前	38,000円	19,900円	8,800円	2,210円
<b>改定後</b>	<b>57,000円</b>	<b>23,000円</b>	<b>11,500円</b>	<b>2,020円</b>

※ 突出（袖）看板の表示面積は、片面の面積に1.5を乗ずることにより算出します（裏面は5割減で計算します）。

表示面積5㎡以下の自家用看板は、占用料の減免ができます（裏面参照）。

## 自家用看板占用料の減免措置

表示面積 2 m<sup>2</sup>以下の自家用看板は、占用料を全額免除することができます。

表示面積 3 m<sup>2</sup>から 5 m<sup>2</sup>までの自家用看板は、占用料を減額することができます。

具体的な減額後の徴収額は、次のとおりです。

区分		特別区		市	町 村
		千代田区・中央区・ 港区・新宿区・ 文京区・台東区・ 渋谷区・豊島区	左記以外の区		
減額前	表示面積 3 m <sup>2</sup>	171,000円	69,000円	34,500円	6,060円
	4 m <sup>2</sup>	228,000円	92,000円	46,000円	8,080円
	5 m <sup>2</sup>	285,000円	115,000円	57,500円	10,100円



減額後	表示面積 3 m <sup>2</sup>	57,000円	23,000円	11,500円	2,020円
	4 m <sup>2</sup>	114,000円	46,000円	23,000円	4,040円
	5 m <sup>2</sup>	190,000円	76,600円	38,300円	6,730円